

# ○環境美化推進桐ポイント交付要綱

(令和5年5月1日施行)

改正 令和5年7月1日 令和6年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「ごみのない日本一美しいまちづくり」を推進し、もって環境意識を向上させ、環境美化に対する豊かな心を育むことを目的に、桐生市内の公共用地又は公共施設において環境美化推進活動(以下「美化活動」という。)に取り組む児童生徒で構成された団体に対し、報奨として桐生市電子地域通貨「桐ペイ」(以下「ポイント」という。)を交付することについて必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 美化活動 桐生市内の公共用地若しくは公共施設のごみ拾い、除草、清掃等の活動又は「ごみのない日本一美しいまちづくり」の推進を目的とした活動で市長が認めるもの
- (2) 団体 桐生市の住民基本台帳に記録された小学校3年生から中学校3年生までの児童又は生徒(以下「児童等」という。)2人以上とその活動を見守り、交付を受けるために必要な手続を行う成人(以下「代表者」という。)1人で構成される集団

## (事業の要件)

第3条 本要綱による美化活動の申請は、一年度内において、団体の児童等及び代表者ともに1回を限度とし、他の報奨制度と重複した内容での申請はできない。

2 本要綱による美化活動は、学校における正課内での活動は対象外とする。

## (交付するポイント)

第4条 市長は美化活動を実施した代表者に対して、美化活動を30分以上行った団体の構成員1人当たり500ポイントを交付する。交付するポイントの合計は1団体当たり20人分を上限とする。

## (手続の方法)

第5条 次条から第8条までの手続については、電子申請システムによる申請(以下「電子申請」という。)を基本とし、やむを得ない理由により電子申請が困難な場合は、指定の様式による申請(以下「書面申請」という。)を認めるものとする。

2 電子申請を行うものは、手続の全てを電子申請で、書面申請を行うものは、手続の全てを書面申請で行うものとする。

## (美化活動の申請に係る手続)

第6条 美化活動を行おうとする団体は、その代表者が美化活動を実施する原則15日前までに活動内容を電子申請しなければならない。

2 書面申請の場合は、環境美化推進桐ポイント交付活動申請書(様式第1号)に美化活動実施場所がわかる資料(地図等)を添付して市長へ提出するものとする。

3 美化活動を行う公共用地又は公共施設の管理者への許可等については、市長がその手続を行うものとし、管理者より、美化活動の内容に対して疑義が生じた場合は、市長は代表者に対し申請内容の変更を要請することができる。

4 市長は、代表者からの申請内容を審査(必要に応じて調査)し、その活動が適当であると認めるときは、その結果を環境美化推進桐ポイント交付活動(変更)承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により代表者に対し通知するものとする。

## (美化活動の内容変更に係る手続)

第7条 申請内容と活動内容(活動日や活動場所、参加人数等)に変更が生じた場合は、美化活動を実施する原則7日前までに変更内容を電子申請しなければならない。

2 書面申請の場合は、環境美化推進桐ポイント交付活動変更申請書(様式第3号)を市長へ提出するものとする。

3 やむを得ない理由により当日、実施内容の変更(参加者の欠席、悪天候等による活動中止又は活動時間の短縮等)が生じた場合は、代表者は申請した活動日から原則7日以内に変更申請することとする。

4 市長は、代表者からの変更申請内容を審査(必要に応じて調査)し、その活動が適当であると認めたときは、その結果を承認通知書により代表者に対し通知するものとする。

(美化活動の実績報告に係る手続)

第8条 承認通知書により承認された美化活動を実施する団体の代表者は、美化活動を実施後原則14日以内又は実施年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告兼請求を電子申請しなければならない。

2 書面申請の場合は、環境美化推進桐ポイント交付活動実績報告書兼請求書(様式第4号)を市長へ提出するものとする。

(ポイントの交付決定等)

第9条 市長は、代表者から前条の報告及び請求を受理した場合は、その内容等を審査し、適当と認めるときは、環境美化推進桐ポイント交付決定通知書(様式第5号)により代表者に対し通知するとともに、団体の構成員へ、ポイントを交付するものとする。

(ポイントの使用期限)

第10条 ポイントの使用期限は、交付の翌日から366日後とする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当したときは、ポイントの交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 公共用地や公共施設が廃止されたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、交付決定又は交付を受けたとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) その他交付の必要がなくなったとき。

(ポイントの返還)

第12条 市長は、前条の規定によるポイントの交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にポイントが交付されているときは、その返還又はポイントに相当する金額の返還を命ずるものとする。

(美化活動中の事故等)

第13条 美化活動中の事故又はトラブル等については、市及び活動場所の管理者はその責任を一切負わないものとする。

(個人情報取扱い)

第14条 市長は、取得した申請者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ポイントの交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則(令和5年7月1日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

環境美化推進桐ポイント交付活動申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条・第7条関係)

環境美化推進桐ポイント交付活動(変更)承認通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

環境美化推進桐ポイント交付活動変更申請書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

環境美化推進桐ポイント交付活動実績報告書兼請求書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

環境美化推進桐ポイント交付決定通知書

[別紙参照]